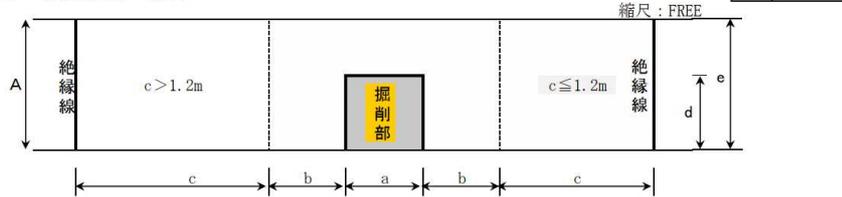


図 1 道路別の舗装構成図

## 道路占用工事に伴う舗装復旧範囲の基本的な考え方

令和1年5月1日

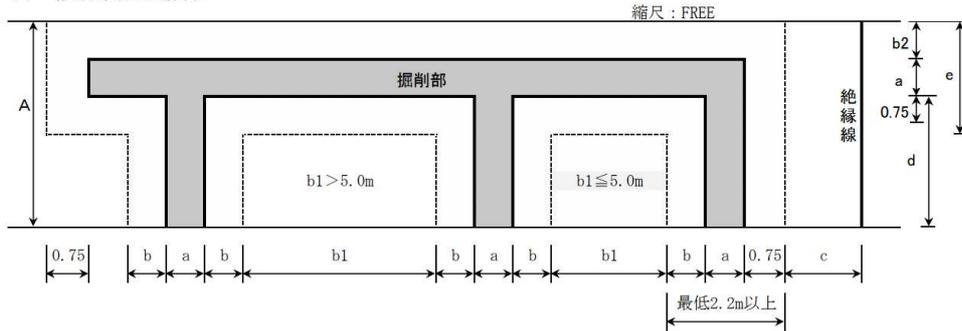
### ○ 横断掘削の場合



- |            |   |           |
|------------|---|-----------|
| a 掘削幅      | 1.0m未満の場合   | 1.0m以上の場合 |
| b 影響幅      | $[(2.2-a) \div 2]$ m  | 0.75m     |
| c 絶縁線までの距離 | 1.2m以下の場合絶縁部まで復旧  |           |
| d 掘削長      |   |           |
| A 舗装幅員     |   |           |
| e 本復旧長     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A=4.0m未満の場合は全幅復旧 (e=A)</li> <li>・ A=4.0m以上の場合d+0.75mのラインが道路中心線を越えれば全幅復旧 (e=A)、越えなければ半幅復旧 (e=A/2)</li> <li>・ 複数車線ある場合は車線毎の復旧</li> <li>・ 歩道はすべて全幅復旧</li> </ul> |           |

※ 掘削制限中（郡山市道路管理規則第16条）の道路について  
 ライフラインの占用等、掘削することがやむを得ないと認められる場合の舗装復旧については、  
 A：全幅 W：5m以上復旧することを原則とするが、舗装状況によっては別途協議とする。

### ○ 縦断掘削の場合



- |                         |  |
|-------------------------|--|
| a 掘削幅                   |  |
| b 影響幅                   | 横断掘削の場合と同じ   |
| b1 影響部間の距離              | 5.0m以下の場合影響部間も復旧   |
| b2 掘削線と側溝等<br>道路構造物との距離 | 最低40cm以上確保   |
| c 絶縁線までの距離              | 1.2m以下の場合絶縁部まで復旧   |
| d 横断掘削長                 |  |
| A 舗装幅員                  |  |
| e 本復旧幅                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A=4.5m未満の場合は全幅復旧 (e=A)</li> <li>・ A=4.5m以上の場合b2+a+0.75mのラインが道路中心線を越えれば全幅復旧 (e=A)、越えなければ半幅復旧 (e=A/2)</li> <li>・ 複数車線ある場合は車線毎の復旧</li> <li>・ 歩道はすべて全幅復旧</li> </ul> |

### ○ 交差点掘削の場合

交差点内全面復旧  
 ただし、交差点内に絶縁線がある場合等は別途協議

### ○ 電力柱・電話柱等の場合

掘削幅及び復旧幅は最低限のものとする。  
 ただし、掘削箇所が歩道の場合及び掘削制限箇所等の復旧については別途協議

なお、上記の規定によらず、道路管理者が道路管理上必要と認めた場合には、道路管理者の指示によるものとする。

図 2 道路占用工事に伴う舗装復旧範囲の基本的な考え方：郡山市道路維持課

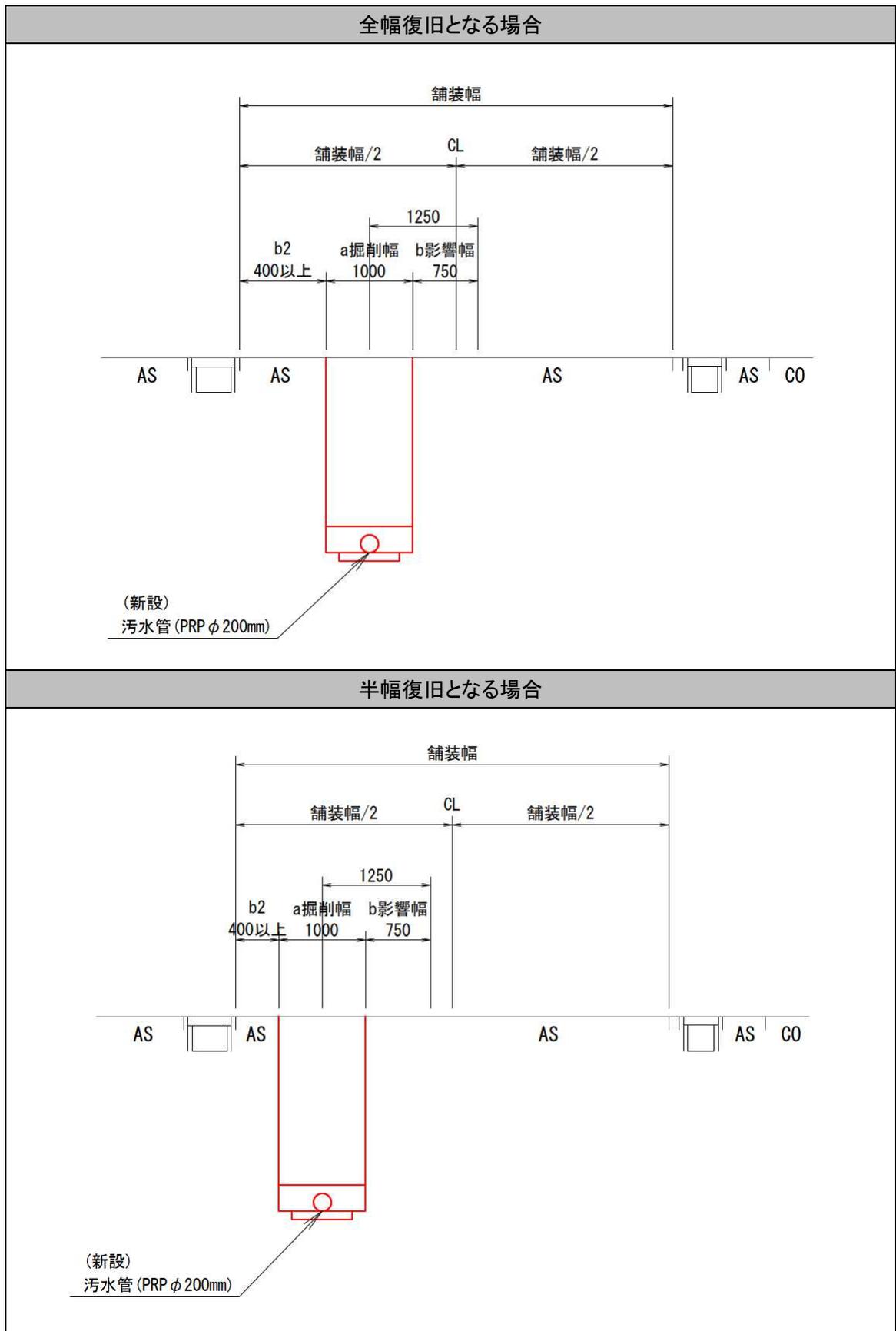


図 3(1) 復旧範囲の模式図

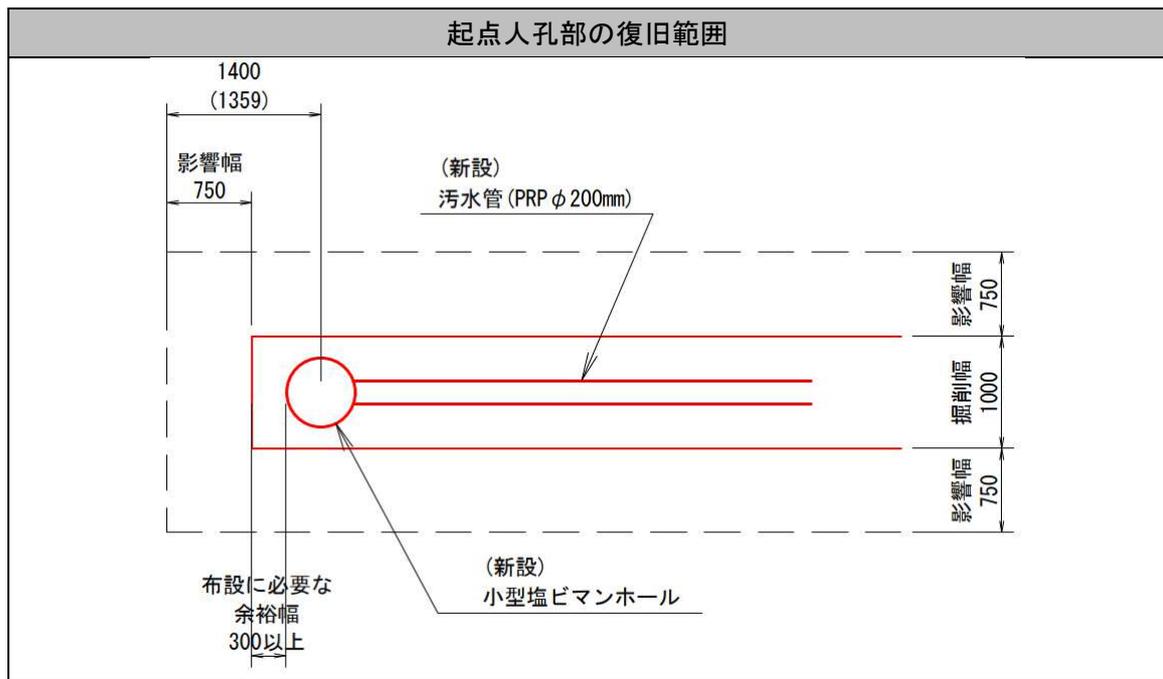


図 3(2) 復旧範囲の模式図

開削工法による本復旧範囲は以下の通りとする。

復旧範囲＝路線別の復旧幅×路線延長

起点人孔部の復旧範囲は、図 3(2)より、以下の通りとする。

復旧範囲＝路線別の復旧幅×(路線延長+1.4m)

推進工法用立坑部については、以下の通りとする。

復旧範囲＝復旧幅×復旧幅